

大学院科目担当(2020年度から)に係る業績審査結果について

1. 「データ処理特論 I」

(博士前期課程 基礎科目 データ処理)

七宮 圭 講師

2. 「市場分析論特論」

(博士前期課程 基幹科目 経営専修)

行本 雅 講師

2009年11月18日

青森公立大学大学院科目担当教員について

大学院の教育研究上必要と認められるとき、以下の基準により専任教員の大学院科目における授業科目及び研究指導の担当を定める。

1 博士前期課程科目の担当

(1) 授業科目(「基礎科目」「基幹科目」「展開科目」)を担当するのは、経営経済学研究科の専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

① 教授

② 研究科教授会に設ける審査委員会の審査により適任とされた准教授・講師。審査基準は大学院設置基準第9条1の基準に準拠するものとし、別に定める。

(2) 「課題研究指導」を主査として担当するのは、経営経済学研究科の専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力を有し、研究科教授会に設ける審査委員会の審査により適任とされた教授、准教授とする。審査基準は大学院設置基準第9条1の基準に準拠するものとし、別に定める。

2 博士後期課程科目の担当

(1) 授業科目(「特別研究科目」「総合演習科目」)を担当するのは、経営経済学研究科の専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力を有し、研究科教授会に設ける審査委員会の審査により適任とされた教授、准教授とする。審査基準は大学院設置基準第9条1の基準に準拠するものとし、別に定める。

(2) 「論文作成研究指導」を主査として担当するのは、経営経済学研究科の専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力を有し、研究科教授会に設ける審査委員会の審査により適任とされた教授とする。審査基準は大学院設置基準第9条1の基準に準拠するものとし、別に定める。

3 審査委員会の構成

各項に係る審査委員会は研究科教授会構成員からなる3名とし、選出の手続きは別に定める。研究指導(「課題研究指導」「論文作成研究指導」)に係る審査委員会の委員は、原則として、当該課程の研究指導担当者とする。

4 審査の併合

同一教員に係る審査委員会は、その審査を併合することができる。

5 非常勤講師の科目担当

非常勤講師の大学院科目担当については、本規定に準じるものとする。

6 この決定は2009年10月1日より適用する。「学部本務教員の大学院科目担当委嘱について」(2006年1月11日教授会決定)は廃止する。2009年10月1日現在、大学院科目を担当している者は、なお従前の例による。

以上

「青森公立大学大学院科目担当教員について」における審査基準について（申し合わせ）

各項の審査委員会の審査基準を以下のように定める。

【博士前期課程における准教授・講師の授業科目担当】

1 第1項(1)②に係る審査の審査基準：

- (イ) 担当科目に係る分野における修士または博士の学位を有すること。（またはそれに準ずること）。
- (ロ) 専門科目の教育歴を3年以上有すること。（非常勤講師の経験は、内容により考慮する）
- (ハ) 研究書あるいは教科書としての単行著書を有すること、または公表論文を3編以上有すること、もしくはそれに準ずる業績を有すること。（共著、共同論文は、内容により考慮する）。
- (ニ) 専門分野の国内外の学会またはそれに準ずる研究会等で、複数回報告をしていること。

【博士前期課程の「課題研究指導」担当】

2 第1項(2)に係る審査の審査基準：

- (イ) 担当科目に係る分野における博士の学位を有すること。（またはそれに準ずること）
- (ロ) 専門科目の教育歴を3年以上有すること。（非常勤講師の経験は、内容により考慮する）。
- (ハ) 研究書としての単行著書を有すること、または公表学術論文（掲載予定を含む）を3編以上有すること、もしくはそれに準ずる業績を有すること。（共著、共同論文は、内容により考慮する）。
- (ニ) 専門分野の国内外の学会またはそれに準ずる研究会等で、複数回報告をしていること。

【博士後期課程の授業科目担当】

3 第2項(1)に係る審査の審査基準：

- (イ) 担当科目に係る分野における博士の学位を有すること。（またはそれに準ずること）
- (ロ) 専門科目の教育歴を3年以上有すること。（非常勤講師の経験は、内容により考慮する）。
- (ハ) 研究書としての単行著書を有すること、または公表学術論文（掲載予定を含む）を3編以上有すること、もしくはそれに準ずる業績を有すること。（共著、共同論文は、内容により考慮する）。
- (ニ) 専門分野の国内外の学会またはそれに準ずる研究会等で、複数回報告をしていること。

【博士後期課程の「論文作成研究指導」担当】

4 第2項(2)に係る審査の審査基準：

- (イ) 担当科目に係る分野における博士の学位を有すること。（またはそれに準ずること）
- (ロ) 専門科目の教育歴を5年以上有すること。（非常勤講師の経験は、内容により考慮する）。
- (ハ) 研究書としての単行著書を有すること、または公表学術論文（掲載予定を含む）を5編以上有すること、もしくはそれに準ずる業績を有すること。（共著、共同論文は、内容により考慮する）。
- (ニ) 専門分野の国内外の学会またはそれに準ずる研究会等で、複数回報告をしていること。

以上

○大学院設置基準 【抜粋】

(昭和四十九年六月二十日)

(文部省令第二十八号)

第九条 大学院には、[前条第一項](#)に規定する教員のうち[次の各号](#)に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと(工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織)に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者

イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者

ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者

ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者

ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者

イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者

ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者

ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

2 博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。)を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち[前項第二号](#)の資格を有する者がこれを兼ねることができる。

(平元文令三四・平一一文令四二・平一二文令五三・平一五文科令一五・平一八文科令一一・平一九文科令三九・平三〇文科令二二・一部改正)

(一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教員組織)

第九条の二 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数(以下「一定規模数」という。)以上の場合には、当該研究科に置かれる[前条](#)に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。

(平一一文令四二・追加、平一二文令五三・平一八文科令一一・一部改正)